

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 避難解除等区域復興再生計画に、現に避難指示（警戒区域の設定の指示を除く。以下同じ。）の対象となつてゐる区域におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを定めることができるとし、現に避難指示の対象となつてゐる区域において、国が自ら復興漁港工事、復興道路工事、生活環境整備事業等を実施できるものとする事。 （第七条関係）

第二 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置

一 福島県知事及び避難先市町村の長（避難元市町村その他の地方公共団体が生活拠点形成交付金事業等を実施しようとする場合には、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長）は、居住制限者の生活の拠点を形成するため、共同して、公営住宅の整備、道路の新設、義務教育諸学校等施設の整備等を記載した生活拠点形成事業計画を作成することができるものとする事。

（第三十五条関係）

二 福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体は、公営住宅の整備等を実施しようと

するときは、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないものとし、国は、当該生活拠点形成事業計画に係る公営住宅の整備等に要する経費に充てるため予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする事。

(第三十六条関係)

三 居住制限者の生活の拠点の形成は、居住制限者が長期にわたり避難を余儀なくされていることを踏まえ、その生活の安定を図ることを旨として、行われなければならないものとする事。

(第三十七条関係)

四 地方公共団体への援助、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例、計画の実績に関する評価に係る東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定を、生活拠点形成交付金について準用するものとする事。

(第三十八条関係)

第三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

一 福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、企業立地促進区域、企業の立地を促進するために実施しようとする措置の内容等を記載した企業立地促進計画を作成することができるものとし、当該企業立地促進計画を内閣総

理大臣に提出しなければならないものとする。こと。
(第十八条関係)

二 福島県知事は、提出した企業立地促進計画の実施状況について、毎年、内閣総理大臣に報告するものとし、内閣総理大臣は、当該企業立地促進計画に記載された措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを要請することができるものとする。こと。

(第十九条関係)

三 企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画を作成し、福島県知事の認定を申請することができるものとし、福島県知事は、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が企業立地促進計画に適合するものである等の場合に、認定をするものとする。こと。
(第二十条関係)

四 福島県知事は、認定事業者に対し、避難解除等区域復興再生推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができるものとする。こと。
(第二十一条関係)

五 福島県知事は、認定事業者に対し、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施状況について報

告を求めることができるとすること。

(第二十二條關係)

六 企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第二十三條關係)

七 認定事業者が、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って、原子力災害の被災者である労働者を、企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第二十四條關係)

八 福島県及び市町村が、企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対す

る不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物及びその付属設備若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、福島県及び市町村のこれらの措置による減収額は、地方交付税法の定めるところにより、福島県及び市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとすること。

(第二十五条関係)

第四 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

一 避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた個人事業者又は法人に講ぜられている課税の特例措置について、住民の居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域に拡充すること。

(第二十六条及び第二十七条関係)

二 福島県又は市町村が、避難解除区域等内において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人（避難指示の対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けたものに限る。）について、当該事業に対す

る事業税、当該事業の用に供する建物及びその付属設備若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合に
おいて、福島県又は市町村のこれらの措置による減収額は、地方交付税法の定めるところにより、福島
県及び市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

(第二十八条関係)

第五 その他所要の改正を行うものとする。

第六 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条)

二 関係法律について所要の改正をするものとする。

(附則第二条から第九条まで関係)